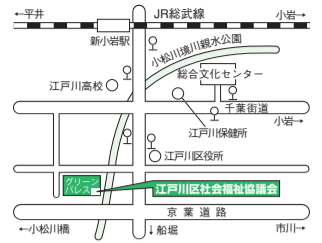


# 社協だより

URL <http://www.edogawa-shakyo.jp/>

第 141 号  
発行 / 社会福祉法人  
江戸川区社会福祉協議会  
〒132-0031  
江戸川区松島 1-38-1  
グリーンパレス 1 階  
電話 03(5662)5557



## 歳末たすけあい運動にご協力をお願いします!

実施期間  
12月1日から12月31日まで

# ～つながり ささえあう みんなの地域づくり～

歳末たすけあい運動は、地域福祉活動募金の一環として、**区民**の皆様のご協力により**毎年**実施しています。

今年も「つながり ささえあう みんなの地域づくり」をスローガンに支援を必要とする方々が、地域の中で安心して暮らせるように皆様からの温かいお気持ちをお届けしてまいります。

なお、この募金運動は江戸川区の地域福祉のために皆様から善意の募金をお願いするものです。

皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。



## 募金はこちらの窓口へ

- ★町会・自治会
- ★区内各事務所地域サービス係
- ★社会福祉協議会

※郵便振替でも募金の受付を行っています。  
郵便振替をご希望される方は、下記までご連絡ください。郵便振替用紙を郵送します。

【江戸川区社会福祉協議会】  
☎ (5662) 5557

主催：東京都共同募金会  
実施：江戸川区社会福祉協議会  
協賛：江戸川区 / 町会・自治会 / 民生・児童委員協議会

歳末たすけあい運動募金の活用状況は、東京都共同募金会のホームページ「はねっと」で公開されています。

<http://www.tokyo.-akaihane.or.jp>

江戸川区社会福祉協議会にお寄せいただいた「歳末たすけあい募金」は、区内の地域福祉のために活用しております。

また、募金の配分計画については、歳末たすけあい運動実行委員会にて検討され、東京都共同募金会江戸川区配分推せん委員会の推せんに基づき、東京都共同募金会で決定し、その使い道は、主に民生・児童委員を通じ、直接対象者へお贈りする「激励金」と地域での自主的な地域福祉活動を支援する「地域福祉活動費」になります。

昨年実績 **24,965,464円**

◆**激励金 8,466,000円**  
重度障がい者、要介護熟年者等のために！

◆**地域福祉活動費 14,167,268円**  
区内の地域福祉を目的とする団体などの活動や事業に対して配分を行いました！

◆**募金活動費 2,332,196円**  
ポスター、チラシ、町会・自治会募金活動費等

募金はこのように活用しています！



# 今、こんなことで困っていませんか？

## ～目的に応じた資金を貸付する制度があります～

### 教育支援資金（無利子）

進学したいけど、入学金が準備できない。あきらめようかしら…

学費が払えない。退学するしかないのかな…



ポイント

### 総合支援資金

失業してしまい、就職活動しているがなかなか決まらない。

貯金も尽きてきた、どうしよう…



### 福祉費

入院したいけど貯金がなくて…

転居費用  
出産、葬祭費  
障害者自動車購入資金等



これからも持家に住み続けたいけど、収入が少なくて生活に困っている。不動産を担保に…

◆不動産担保型生活資金  
◆要保護世帯向け不動産担保型生活資金

## 教育支援資金 ワンポイントアドバイス

進学のための教育費を賄う方法に「奨学金制度」があります。大きく分けて①日本学生支援機構②地方公共団体③民間④学校独自の4つの制度があります。制度により条件が違うので返済の有無、返済期間、利息の有無など各機関に事前に確認の上、早めにご相談ください。



相談室でプライバシーに配慮した相談ができます。

「生活福祉資金貸付制度」は所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする社会福祉制度です。具体的な利用目的がある場合に、該当する資金の貸付を行う制度です。福祉・教育支援資金は民生・児童委員の相談援助活動の協力を得て実施されます。詳細な要件があるため、詳しくは窓口にご相談ください。

問合せ・申込

庶務係 生活福祉資金貸付担当  
電話：03(5662)5557 FAX：03(3654)2940  
相談面接予約制 8時30分～17時  
土日祝休み 1回約1～2時間を要します。

## 生活安定支援事業 受験生チャレンジ支援貸付

一定所得以下の世帯の子ども（中3、高3等）を支援するため、学習塾等の受講料や高等学校、大学等の受験料を無利子で貸付を行うことで、生活安定の為に支援を行っています。

※高校や大学等に入学した場合、一定のお手続きをいただいた上で返済が免除となります。

### 学習塾等受講料貸付金

学習塾、各種受験対策講座、通信講座・模擬試験等  
中学・高校3年生等  
に対し 上限 **20万円**

### 高校受験料貸付金

上限 **2万7千4百円**

### 大学等受験料貸付金

上限 **8万円**



### 対象 次の要件をすべて満たす方

- ①世帯の生計中心者（20歳以上）であること
- ②世帯（父母等養育者）の総収入又は合計所得金額が一定基準以下であること

| 世帯人数   | 2人        | 3人        | 4人        | 5人        |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 一般世帯   | 2,717,000 | 3,343,000 | 3,864,000 | 4,415,000 |
| ひとり親世帯 | 3,018,000 | 3,788,000 | 4,415,000 | 4,832,000 |

※世帯人数とは、父母等養育者及び、18歳未満（就労中の場合は除く）または就学中の子供の人数  
※賃貸物件に住んでいる方は年額上限84万円（月額上限7万円）を限度に、家賃支払額を本人収入額から減額  
※営業所得など、給与収入以外の所得がある場合等には、合計所得金額で確認します。（家賃分の減額はできません。）

- ③預貯金等資産の保有額が600万円以下であること
- ④土地・建物を所有していない（現在居住している場所は除く。不動産所得がある場合は、対象とならない場合がありますので、ご確認ください。）
- ⑤都内に引き続き1年以上在住（住民登録）していること
- ⑥生活保護受給世帯の世帯主または世帯員でないこと
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯の世帯員でないこと

★原則、連帯保証人が必要です。  
★他にも要件があります。詳細は窓口までお問合せください。

※ご利用には事前相談が必要です。  
（要予約 平成31年1月末まで）  
※申込受付は、平成31年2月14日までです。



問合せ・申込はこちらまで

生活安定支援窓口

電話 **(5662) 7638**

まずはお電話にてお問合せください。  
相談面接予約制 平日 9時～17時  
土日祝休み 1回約1時間を要します。

# 平成29年度の事業報告 (主なもの)

江戸川区社会福祉協議会定款第27条の規定に基づき、平成29年度事業報告をお知らせします。  
(この事業報告は、5月25日の理事会、6月27日の評議員会で承認を得たものです。)

## 1. 会議の開催

理事会 (6回開催)・評議員会 (3回開催)

## 2. 調査研究

ひとり暮らし熟年者の実態調査

- ・調査方法：民生・児童委員による訪問聞き取り調査
- ・調査期間：平成29年10月1日～平成29年11月30日
- ・調査対象者：23,281名 (昭和17年9月30日以前に生まれた75歳以上の熟年者)
- ・調査結果：12,178名 (区内在住のひとり暮らし熟年者)

## 3. 連絡調整

各地区民生・児童委員協議会に出席し、事業執行について報告と協力依頼。各種団体の行事に積極的に参加。

## 4. 普及宣伝

「社協だより」第137、138、139号を発行、町会・自治会を通じ回覧及びホームページ掲載。

## 5. 地域福祉事業

- 児童女性事業  
関係団体助成 3団体
- 熟年者福祉事業  
①愛の杖贈呈 1,387本  
②関係団体助成 3団体
- 心身障がい者福祉事業  
①親子激励日帰りバスハイク (身体、知的障がい) 792人  
②ハンディキャブ貸出 (2台) 延べ181件  
③福祉バス助成 12団体 (日帰り5件、宿泊7件)  
④関係団体助成 38団体



## 6. 生活福祉資金貸付事業

- 生活福祉資金貸付  
教育支援資金 決定件数 82件 貸付決定額 131,702,761円  
福祉費・緊急小口 決定件数 2件 貸付決定額 126,000円
- 総合支援資金貸付  
貸付件数 0件
- 臨時特例つなぎ資金貸付  
貸付件数 0件
- 不動産担保型生活資金貸付事業  
新規決定件数 0件 継続貸付中 6件 償還完了 2件
- 要保護向け不動産担保型生活資金貸付事業  
新規決定件数 0件 継続貸付中 8件 償還完了 2件

## 7. 緊急援護費の支給

支給件数 2,771件 支給金品額 1,843,705円

## 8. 歳末たすけあい運動

※1面参照

## 9. 安心生活センター

- 安心生活サポート事業 (地域福祉権利擁護事業)
  - 相談件数 316件 (対象者1人につき1件、複数回の相談あり)
    - ・認知症高齢者274件 知的障がい者6件 精神障がい者36件
  - 支援回数 4,469回 (訪問・電話対応・窓口対応)
    - ・認知症高齢者3,527回 知的障がい者329回 精神障がい者613回
  - 契約件数 61件
    - ・認知症高齢者45件 知的障がい者6件 精神障がい者10件
  - 生活サポーター登録者 43名
- 成年後見制度利用相談事業・法人後見事業
  - 相談件数 469件 (対象者1人につき1件、複数回の相談あり)
    - ・認知症高齢者433件 知的障がい者12件 精神障がい者24件
  - 支援回数 3,741回 (訪問・電話対応・窓口対応)
    - ・法人後見1,839回
      - 認知症高齢者1,578回 知的障がい者209回 精神障がい者52回
    - 区長申立1,329回
      - 認知症高齢者1,152回 知的障がい者99回 精神障がい者78回
    - 後見監督322回
    - 親族等申立251回
  - 法人後見受任件数 23件 (平成19年度からの累計81件内58件終了)
    - ・認知症高齢者70件 知的障がい者6件 精神障がい者5件

④区長申立件数 87件 (平成14年度からの累計434件)

・認知症高齢者367件 知的障がい者45件 精神障がい者22件

⑤後見監督受任件数 29件 (平成19年度からの累計59件内30件終了)

・認知症高齢者56件 知的障がい者3件 精神障がい者0件

(3) 福祉サービス苦情解決相談事業

相談件数 18件

(苦情内訳)

①高齢者福祉4件 ②介護保険0件 ③障がい者福祉6件

④障害者自立支援法2件 ⑤児童福祉2件 ⑥生活保護4件

⑦その他0件

## 10. なごみの家

(1) 誰もが集える交流の場

| 場所   | 来訪者数    | 年代別内訳・構成比  |      |             |      |            |      | 前年度来訪者 |
|------|---------|------------|------|-------------|------|------------|------|--------|
|      |         | 未成年 (~19歳) |      | 成人 (20~64歳) |      | 熟年者 (65歳~) |      |        |
|      |         | 人          | %    | 人           | %    | 人          | %    |        |
| 小岩   | 3,833人  | 50         | 1.3  | 798         | 20.8 | 2,985      | 77.9 | 2,564  |
| 鹿骨   | 7,689人  | 1,886      | 24.5 | 2,372       | 30.8 | 3,431      | 44.6 | 2,564  |
| 松江北  | 6,654人  | 2,148      | 32.3 | 1,520       | 22.8 | 2,986      | 44.9 | 4,913  |
| 長島桑川 | 6,926人  | 2,696      | 38.9 | 1,260       | 18.2 | 2,970      | 42.9 | 5,577  |
| 計    | 25,102人 | 6,780      | 27.0 | 5,950       | 23.7 | 12,372     | 49.3 | 13,054 |

(2) 何でも相談：相談件数

| 場所   | のべ相談件数 | 相談内容  |     |     |     |        | 前年度相談件数 |
|------|--------|-------|-----|-----|-----|--------|---------|
|      |        | 生活・仕事 | 介護  | 健康  | 子育て | 複合・その他 |         |
| 小岩   | 595件   | 190   | 57  | 153 | 37  | 158    | 261人    |
| 鹿骨   | 578件   | 185   | 95  | 127 | 68  | 103    | 261人    |
| 松江北  | 370件   | 176   | 37  | 141 | 4   | 12     | 360人    |
| 長島桑川 | 324件   | 10    | 22  | 226 | 0   | 66     | 130人    |
| 計    | 1,867件 | 561   | 211 | 647 | 109 | 339    | 751人    |

(3) 地域のネットワークづくり (地域支援会議)

| 場所   | のべ人数 | 一回目      |      | 二回目       |      | 前年度  |      |
|------|------|----------|------|-----------|------|------|------|
|      |      | 実施日      | 参加人数 | 実施日       | 参加人数 | のべ人数 | 実施回数 |
| 小岩   | 86人  | H29.6.22 | 43名  | H30.2.28  | 43名  | 121名 | 3回   |
| 鹿骨   | 63人  | H29.4.27 | 26名  | H29.10.27 | 37名  | 121名 | 3回   |
| 松江北  | 57人  | H29.6.2  | 25名  | H30.2.23  | 32名  | 90名  | 3回   |
| 長島桑川 | 34人  | H29.7.28 | 34名  |           |      | 103名 | 3回   |
| 計    | 240人 |          | 128名 |           | 112名 | 314名 |      |

<地域支援会議参加対象者>

町会・自治会関係者、民生・児童委員、医療関係者 (医師会・歯科医師会・薬剤師会)、介護関係者 (熟年相談室・ケアマネジャー協会・訪問看護ステーション等)、MSW、警察、消防、ボランティア、総合人生大学OB

(4) 見守りキーホルダー事業

| 場所   | 人数     | キーホルダー |     | マグネットシート |        |
|------|--------|--------|-----|----------|--------|
|      |        | 熟年者    | 障害者 | 相談先      | SOS    |
| 小岩   | 328人   | 325個   | 3個  | 328枚     | 264枚   |
| 鹿骨   | 884人   | 863個   | 21個 | 884枚     | 826枚   |
| 松江北  | 310人   | 305個   | 5個  | 310枚     | 287枚   |
| 長島桑川 | 266人   | 263個   | 3個  | 266枚     | 222枚   |
| 計    | 1,788人 | 1,756個 | 32個 | 1,788枚   | 1,599枚 |

## 11. 受託事業

(1) くつろぎの家

- 利用状況 利用者数 157,868名 見学者 110名
- 年間行事 リズム運動、落語、生け花教室、踊り教室、琴の教室、消費者講座、にこにこ運動教室
- 特別行事 くつろぎの家まつり、長寿を祝う集い

(2) くすのきカルチャーセンター

- 正規教室 35科目 98教室 生徒数1,917名
- 自主活動教室 223教室 4,402名
- 講師数 70名
- 行事 開講式、自主活動団体文化祭、講師研修会、修了記念行事

## 12. 生活安定支援事業

(1) 受験生チャレンジ支援貸付

塾等受講料 234件 貸付決定額 42,441,302円  
大学等受験料 244件 貸付決定額 9,345,000円

(2) 低所得者・離職者対策事業

相談件数 0件



# 安心生活センター

権利擁護、成年後見、福祉サービスへの苦情などお気軽にご相談ください

安心生活センターでは、熟年者、知的障害者、精神障害者の方たちが、住み慣れたまちで安心して暮らすための相談と支援を行っています

窓口  
時間

月～金曜日  
(祝日、年末年始を除く)

安心生活センター

☎03(3653)6275

☎03(5662)7214

午前8時30分～午後5時

安心生活センター鹿骨分室 ☎03(3670)3810

相談は無料です。秘密は厳守いたしますので安心してご相談ください。できるだけ電話でご予約ください

## 安心生活サポート事業 (日常生活自立支援事業)



### ★ご利用できる方は

- 区内で在宅生活をしている、認知症状や物忘れのある熟年者、知的障害者、精神障害者で、判断能力が不十分な方。
- ※認知症の診断・障害者手帳は不要です。
- ご本人が、この事業の利用を希望している方。
- この事業を利用するにあたって、契約内容が理解できる方。

## 成年後見制度の利用相談

成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害などによって自分だけでは十分な判断ができない方のために、後見人等を選任して本人の意思決定を助け、生活や財産などを守る制度です。



### 成年後見制度には 「法定後見制度」と「任意後見制度」があります

●判断能力が不十分に  
なってから → **法定後見制度**

家庭裁判所が援助者として成年後見人等(成年後見人・  
保佐人・補助人)を選ぶ「法定後見制度」

●判断能力が不十分に  
なる前に → **任意後見制度**

将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、「誰に」  
「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約によ  
り決めておく「任意後見制度」

## 福祉サービスへの苦情相談事業

苦情を事業者が取り合ってくれない…  
事業者に直接言いづらい…

利用している福祉サービスについて苦情や不満があつてお困りの時は、ご相談ください。相談員が内容をお聞きし、解決に向けて助言や調整を行います。必要な場合には、弁護士・医師・社会福祉士の「苦情解決委員」が第三者機関として公正中立な立場から、苦情解決に向けて事業者との調整・協議を行います。



この他にも、成年後見制度セミナーや講演会など随時開催しております  
詳しくは安心生活センターまで  
お問い合わせください

### 平成30年度 区民向け成年後見公演会

～よしもと芸人がおくる  
楽しくわかる！ 成年後見公演会～

日時 平成31年2月9日(土曜日)  
開場13時  
開演13時30分～15時30分

定員 200名(先着順)

場所 東部フレンドホール  
(都営新宿線瑞江駅から徒歩2分)



※後日「広報えどがわ」にて詳しい内容をお知らせいたします